

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
ものづくり販路開拓事業費補助金 交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構(以下「機構」という。)は、製造業や情報サービス業を営む浜松市内(以下「市内」という。)の中小企業者のビジネスチャンスの拡大を図り、地域産業の振興に資するため、自社製品・技術の販路開拓を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に該当する者で、製造業(研究開発型の、いわゆるファブレス企業も対象に含む。)、情報通信業のうち情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業(日本標準産業分類に基づく。))を営み、市税を滞納しておらず、反社会的勢力に関わっていない者とする。

- (1) 浜松市内に主たる事務所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者)
- (2) 前号に該当する者を1者以上含み、事業化研究を目的に2者以上の者で組織された共同体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が、国内(県内を除く)及び海外において開催される展示商談会に自社で製造する製品・自社で保有する技術を出展するために行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 出展料
- (2) 展示装飾費
- (3) 通信運搬費
- (4) 各種工事費・使用料
- (5) 広告宣伝費
- (6) 交通費
- (7) 宿泊費
- (8) 人件費

2 前項の規定にかかわらず、各種税金及び振り込み手数料等は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内とし、国内展示会においては事業1件あたり200千円を限度額とし、海外の展示会においては500千円を限度額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 機構が別に定める条件に該当する場合は、国内展示会においては事業1件あたり300千円を限度額とし、海外の展示会においては750千円を限度額とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、ものづくり販路開拓事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、次の各号に掲げる添付書類を付して、機構が定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 申請企業概要書・展示商談会出展計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)
- (4) 納税証明書の写し
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (6) 展示商談会の概要書、会社概要書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 機構は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、ものづくり販路開拓事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)にて申請者に通知するものとする。また、審査において不採択となった申請者には、ものづくり販路開拓事業費補助金不採択通知書(様式第6号)にて通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 機構は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付決定を受けて事業を行う者(以下「補助事業者という。」)に対して、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合(対象経費の20%以下の変更を除く。)
 - イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 申請者は、補助対象事業に基づく調査成果の事業化の状況、売上げ等の経営状況について、補助金の交付を受けた年度終了後3年間は、機構の求めに応じて報告しなければならない。
- (4) 申請者は補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (5) 機構は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (6) 前号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- (7) 機構は、前2号により補助金の交付の決定を取り消したときは、ものづくり販路開拓事業費補助金返還命令書(様式第7号)により、補助金の返還命令をするものとする。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(変更の交付申請)

第9条 申請者は、前条第1号の規定に基づき、補助事業の内容を変更しようとする場合は、も

のづくり販路開拓事業費補助金変更承認申請書(様式第8号)を機構に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更による展示商談会出展計画書(様式第2号)

(2) 変更による収支予算書(様式第3号)

3 機構は、前1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、ものづくり販路開拓事業費補助金変更交付決定通知書(様式第9号)、交付決定金額に変更が生じないときは、ものづくり販路開拓事業費補助金変更承認通知書(様式第10号)を申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 申請者は、当該事業が完了したとき、補助対象事業完了後30日を経過した日又は当該年度3月末日のいずれか早い日までに、ものづくり販路開拓事業費補助金実績報告書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添え、機構に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第12号)

(2) 経費の支払等を証明する書類

(3) 展示商談会への出展状況が分かる現場写真等

(4) 展示商談会の自社ブース来場者の名刺情報

(5) その他、機構が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 機構は、前条の報告を受けた場合には、その報告書の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、ものづくり販路開拓事業費補助金交付確定通知書(様式第13号)により、申請者に対し通知するものとする。

(請求の手続き)

第12条 補助金の交付確定を受けた申請者は、ものづくり販路開拓事業費補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内にもものづくり販路開拓事業費補助金請求書(様式第14号)を機構に提出し、補助金を請求しなければならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。